

公益社団法人 日本認知症グループホーム協会
緊急時災害介護派遣チーム（DCAT：Disaster Care Assistance Team）
規程

（趣旨）

第1条

この規程は、公益社団法人日本認知症グループホーム協会に設置する災害発生直後に活動を行うことを想定した緊急時災害介護派遣チーム Disaster Care Assistance Team（以下「GH 協・DCAT と略す。」）活動に係る者に対し、適正な活動条件を確保するため必要な事項を定めるものとする。

（GH 協・DCAT の定義）

第2条

1. GH 協・DCAT とは、公益社団法人日本認知症グループホーム協会加入の法人、都道府県支部、趣旨に賛同した個人等で構成され、災害発生直後に被災地域等へ赴き、職場で研鑽した介護福祉技術等を生かし、支援活動にあたるチームである。
2. 活動にあたる登録メンバーは3名程度を1チームとして編成される。

（登録）

第3条

1. 公益社団法人日本認知症グループホーム協会 DCAT の活動にあたる者は、あらかじめ別紙様式1号により GH 協・DCAT に登録の意思がある旨を会長に届け出なければならない。
2. 登録の際には、登録用紙にその意思を記するとともに、所属する法人の同意を得るものとする。
3. 登録を申し出る者は実務経験3年以上を条件とし、加えて会員法人での勤続1年以上のものとする。
4. 登録した内容は、原則年度更新とする。基準日を毎年4月1日とし、翌年の3月31日までを登録期間とする。
5. チーム編成は毎年4月1日に見直すものとする。
6. GH 協・DCAT 登録を解除する場合、別紙様式2号により、登録解除の意思がある旨を会長に届け出なければならない。

(GH協・DCATの発動)

第4条

1. 大規模災害及びそれに準ずる緊急事態に対し、応援が必要な場合において、会長の指示のもと、GH協災害対策本部を設置し、GH協・DCATを発動する。
2. 発動に際し、GH協・DCAT登録メンバーに対し、GH協災害対策本部より召集連絡を行う。連絡を受けた登録メンバーは、召集指示に従い、ただちに活動開始の準備を行う。
3. 活動開始の準備が整い次第、支援活動を開始する。

(活動期間)

第5条

1. GH協・DCAT支援活動は、支援活動の開始から概ね1～2週間程度とする。
2. ただし、第1項は事態の程度や状況の変化を鑑み、法人災害対策本部及び被派遣者と派遣先との間で協議を行った上で期間を再設定することを妨げるものではない。

(活動の中止)

第6条

何らかの事由により、GH協・DCAT及び復興期災害介護派遣の活動継続が困難と判断される場合は、災害対策本部で協議の上、活動期間中であっても活動を中止する。

(活動中の補償)

第7条

1. 活動中の給与等は、所属法人が認めた場合、法人の負担とする。
2. 個人ボランティアで活動する場合、GH協はボランティア保険に加入させるものとする。

付 則

この規程は、平成27年3月20日より施行する。